

有明地域医療構想調整会議〔第5回〕

次 第

日 時：平成30年12月10日（月）
午後7時 ～ 午後8時30分

場 所：県北玉名地域振興局4階大会議室

開 会

議 事

<目安 合計40分>

- 「協議の進め方」に係る審査部会（検討部会）の設置について 【資料1】
「荒尾市医師会地域医療構想審査部会」について
「玉名郡市医師会地域医療構想検討部会」について

報 告

<目安 合計50分>

- 1 地域医療構想調整会議に関する動向について 【資料2】
- 2 平成30年度病床機能報告について 【資料3】
- 3 地域医療介護総合確保基金（医療分）について 【資料4】

閉 会

有明城地域医療構想調整会議〔第5回〕

次 第

日 時：平成30年12月13日（月）
午後7時 ～ 午後8時30分

場 所：県北玉名地域振興局4階大会議室

開 会

議 事

<目安 合計60分>

1 「協議の進め方」に係る審査部会（検討部会）の設置について【資料1】

- (1) 「（仮）有明地域医療構想に係る荒尾市審査部会」について
- (2) 「玉名郡市医師会地域医療構想検討部会」について
- (3) 「過剰な病床転換」、「非稼働病床を有する医療機関」の個別協議における審査部会（検討部会）からの論点整理の報告について
- (4) 審査部会（検討部会）と保健所事務局との連携について

荒尾市医師会審査部会メンバーから「審査部会で何を協議するのか?!、保健所で論点の抽出をして示して欲しい」と意見が出ており、第4回会議で地域医療構想の目的、主旨を説明している。重複にはなるが、その説明をすることになるかと考える。

設置の決を取
調整会議に必
か、内容によ
に伝えるか。
要と合意が有
短期間で許可
有れば、直接

報 告

<目安 合計30分>

- 2 地域医療構想調整会議に関する動向について 【資料2】
- 3 平成30年度病床機能報告について 【資料3】
- 4 地域医療介護総合確保基金（医療分）について 【資料4】

閉 会

各医師会に設置していただく審査部会(検討部会)と保健所事務局との連携について

事務局体制における総務福祉課案

1 地域医療構想は、「関係者の協議の場」であり、「地域の医療提供機関の関係者で、より良い体制づくり(病床機能の分化・連携)を考えて、担っていただく。」という主旨があるため、以下のようになりたい。

なお、第4回会議で説明したとおり、病床機能報告一覧の「個別協議対象」の医療機関にはチェックを入れて各医師会にお渡りする。

以下、 枠内の業務は行わない

(1) 事前作業として要望された「論点を抽出し、審査部会(検討部会)へ示す」こと

地域医療構想調整会議の場で本来協議すべき事項を、各医師会の実状や特性が有ることを考慮して地域調整会議の前段階で論点整理をするとした主旨がなくなり、審査部会(検討部会)を設置する意味がなくなると考える。

協議の目的である「病床機能分化・連携」については、保健所では地域の実状を把握しきれておらず、論点抽出は無理である。

仮に保健所が論点を示した場合、医療関係者でこそ見える課題や今後の方向性に関する真の協議事項が漏れる可能性が大である。

(2) 審査部会に出席すること

第4回調整会議の折、保健所事務局は審査部会(検討部会)に出席しないことを承諾していただいている。

審査部会(検討部会)は、保健所が参加するものではなく、地域の医療提供体制の実状を御存じである医師の方々が、医師会内部で腹を割って御検討いただく場にしていただきたいと考えている。親会議である地域医療構想調整会議開催前に、保健所事務局へ「病床機能の分化・連携」を整理された資料をお渡しいただければと考えている。

2 荒尾市医師会長からの「医師会の関係性を損ねたくはないため、保健所からの論点を協議するというスタイルにしたい」という意向に対する譲歩部分

(1) 審査部会に出席を求められた場合

以下、 部分を行わない

議事録を作成すること

会議録の作成と、議事録(論点のまとめが記載されたもの)は開催元である審査部会(検討部会)の責務であると考え。

メモを審査部会(検討部会)に提出すること

陪席した場合は、「メモ」は、所属長への報告書作成用として使うものである。「メモ」という言い方は簡易では有るが、外部機関となる医師会側への提出物となれば、「保健所」という責任を負うことにもなり、現状において、医師間の関係を悪くしたくないとい意向を鑑みれば、責任を負わせられかねず、地域医療構想の主旨に反する。

また、「メモ」を医師会に提出する準備は担当が行うことになり、担当者に担わせるのであれば、「病床機能に係る協議」は新たに増加した業務であり、現行の業務負担の軽減を行ったうえで担当に担わせていただくものと考え。

(2) 譲歩というものではないが、医師会にとっても新たな分野であるため、運営に戸惑いがあることは否めない。まずは、「個別協議対象」の医療機関に対し、協議を進めていただき、少しずつ解るところから進めていただきたい。

「その他の病院」の協議方法については、第4回調整会議資料5、厚労省通知5頁(2) - ア(ア)(イ)(ウ)を踏まえ、審査部会(検討部会)において、統一様式を準用するのか等御検討をいただき決定いただきたい。

有床診療所の「個別協議対象」以外の協議の進め方については、病床機能報告書一覧で一括方式で検討するのも御検討いただきたい。

各医師会に設置していただく審査部会(検討部会)と保健所事務局との連携について

事務局体制における総務福祉課案

1 地域医療構想は、「関係者の協議の場」であり、「地域の医療提供機関の関係者で、より良い体制づくり(病床機能の分化・連携)を考えて、担っていただく。」という主旨を踏まえ、以下の対応としたい。

なお、第4回会議で説明したとおり、病床機能報告一覧の「個別協議対象」の医療機関にはチェックを入れて各医師会にお渡りする。

以下、 枠内の業務は行わない

(1) 荒尾市医師会の要望に沿って保健所が「論点を抽出し、審査部会(検討部会)へ示す」こと

本来、地域医療構想調整会議の場で協議すべき事項を、各医師会の実状や特性が有ることを考慮して地域調整会議の前段階で論点整理をするという、審査部会(検討部会)の設置する目的が失われる。

協議の目的である「病床機能分化・連携」については、保健所では地域の実状を把握しきれておらず、論点抽出には無理がある。

仮に保健所が論点を示すとした場合、医療関係者でこそ見える課題や今後の方向性に関する大切(真の)な協議事項が漏れる可能性も想定される。

(2) 審査部会に出席すること

第4回調整会議の折、保健所事務局は審査部会(検討部会)に出席しないことで承諾を得ている。

審査部会(検討部会)は、地域の医療提供体制の実状に通じている医師達が、医師会内部で腹を割って御検討いただく場と考えており、親会議である地域医療構想調整会議開催前に、保健所事務局へ「病床機能の分化・連携」を整理された資料をお渡しいただければ十分と考えている。

2 荒尾市医師会長からの「医師会の関係性を損ねたくはないため、保健所からの論点を協議するというスタイルにしたい」という意向に対する譲歩部分

(1) 審査部会に出席を求められた場合

以下、 部分を行わない

議事録を作成すること

会議録の作成と、議事録(論点のまとめが記載されたもの)は主催する審査部会(検討部会)の責務であると考えます。

メモを審査部会(検討部会)に提出すること

陪席した場合は、「メモ」は、所属長への報告書作成用として使うものであり、外部機関である医師会側への提出物となれば、「保健所」という責任を負いかねない。現状において、医師間の関係を悪くしたくないという先方の意向を鑑みれば、責任を負わせられかねず、地域医療構想の主旨に反する。

また、「メモ」を医師会に提出する準備は担当が行うことになり、業務負担が大きい。

(2) 譲歩というものではないが、医師会にとっても新たな分野であるため、運営に戸惑いがあることは否めない。まずは、「個別協議対象」の医療機関に対し、協議を進めていただき、少しずつ解るところから進めていただきたい。

「その他の病院」の協議方法については、第4回調整会議資料5、厚労省通知5頁(2) - ア(ア)(イ)(ウ)を踏まえ、審査部会(検討部会)において、統一様式を準用するのか等御検討をいただき決定いただきたい。

有床診療所の「個別協議対象」以外の協議の進め方については、病床機能報告書一覧で一括方式で検討するのも御検討いただきたい。

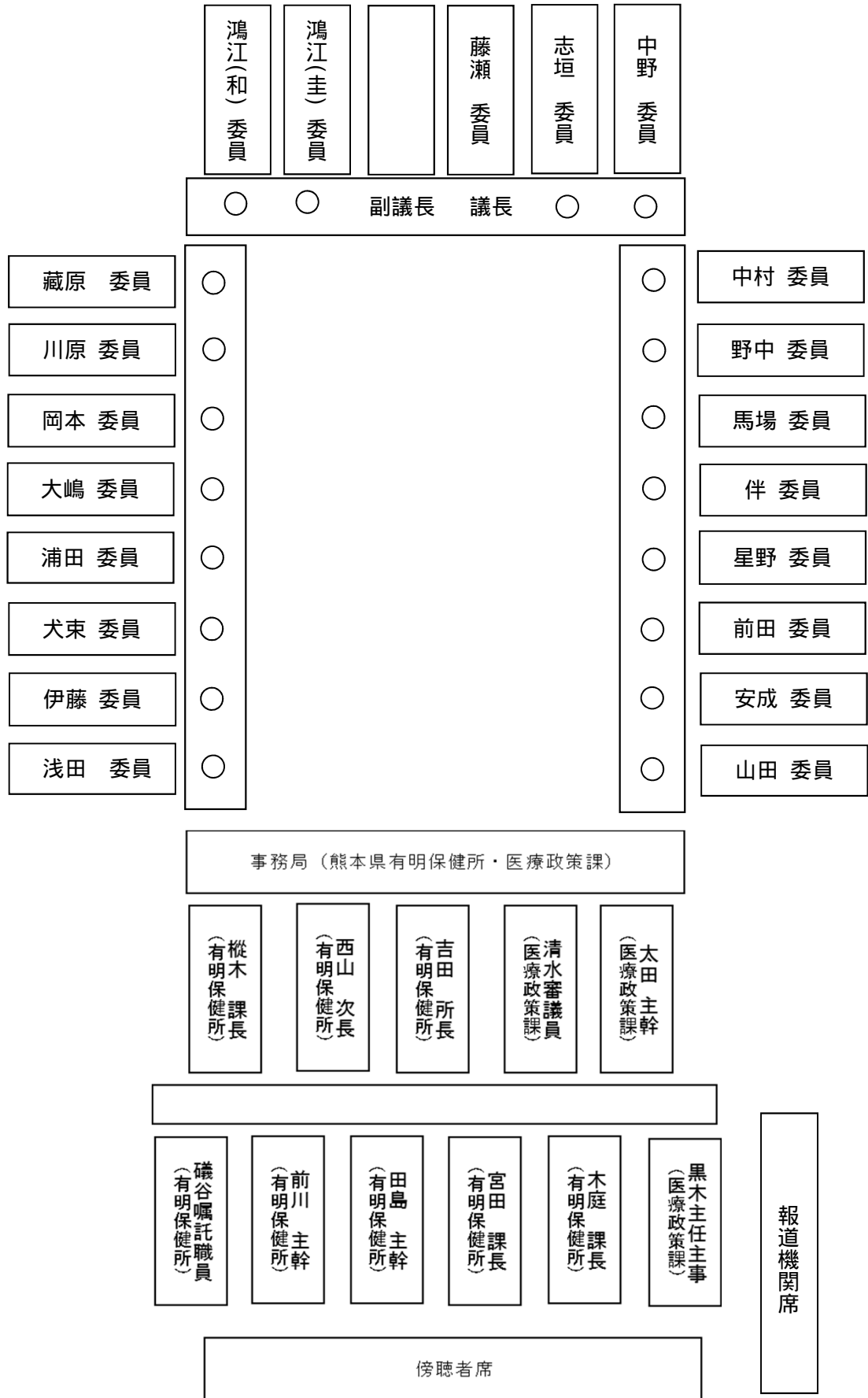
平成30年度有明地域医療構想調整会議(第5回) 委員

(順不同)

H30.12.10

No.	氏名	構成	所属・役職	出欠
1	赤木 純児	公立病院	玉名地域保健医療センター・院長	欠
2	浅田 敏彦	市町行政代表	荒尾市長	出
3	伊藤 隆康	荒尾市医師会 診療所代表	伊藤医院・院長	出
4	犬束 美尚	玉名郡市歯科医師会 副会長	犬束歯科医院・院長	出
5	浦田 誓夫	玉名郡市医師会 会長	浦田医院・院長	出
6	大嶋 壽海	公立病院	荒尾市民病院・事業管理者	出
7	岡本 真哉	玉名郡市医師会 診療所代表	岡本外科医院・院長	出
8	甲斐 親昌	熊本県老人保健施設協会代表	ゆうきの里・施設長	欠
9	川原 延夫	公益社団法人熊本県精神科協会代表	玉名病院・理事長/院長	出
10	藏原 隆浩	市町行政代表	玉名市長	出
11	鴻江 和洋	荒尾市医師会 病院代表	新生翠病院・会長	出
12	鴻江 圭子	熊本県老人福祉施設協議会代表	白寿園・施設長	出
13	志垣 信行	公立病院	和水町立病院・院長	出
14	中野 哲雄	公立病院	公立玉名中央病院・理事長	出
15	中村 光成	荒尾市医師会 在宅医療を担う医療機関代表	西原クリニック・院長	出
16	野中 理佳	熊本県看護協会 鹿本・有明地区理事	山鹿市民医療センター・看護部長	出
17	馬場 一英	荒尾市歯科医師会 副会長	ばば歯科クリニック・院長	出
18	伴 美紀	熊本県保険者協議会代表	全国健康保険協会熊本支部 企画総務部保健グループ長	出
19	藤瀬 隆司	荒尾市医師会長	荒尾駅前クリニック・院長	出
20	星野 輝彦	熊本県薬剤師会玉名支部 支部長	ハッピー薬局	出
21	前田 移津行	市町行政代表	玉名郡町村会長	出
22	安成 英文	玉名郡市医師会 在宅医療を担う医療機関代表	安成医院・院長	出
23	山田 耕太郎	熊本県薬剤師会荒尾支部 支部長	長洲きんぎょ薬局	出

平成30年度 有明地域医療構想調整会議〔第5回〕 委員配席図



有明地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号の規定に基づき策定した熊本県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）の推進のため、同法第30条の14の規定に基づき、有明構想区域（以下「構想区域」という。）に有明地域医療構想調整会議（以下「有明地域調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 有明地域調整会議は、当該構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な次の事項について協議する。

- (1) 構想区域内の一般病床及び療養病床を有する病院・診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度等による現状の共有に関する事項
- (3) 地域医療介護総合確保基金の県計画に関する事項
- (4) 地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業に関する事項
- (5) その他の構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な事項

(組織)

第3条 有明地域調整会議の委員は、医療及び介護関係者、医療保険者その他の関係者等で構成する。

- 2 委員の任期は、承諾の日から承諾日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第4条 有明地域調整会議に議長及び副議長を1人置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、有明地域調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 有明地域調整会議は、議長が招集する。

- 2 有明地域調整会議は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(会議の報告)

第6条 議長は、必要と認めるときは、有明地域調整会議における意見をまとめて、熊本県地域医療構想調整会議等に報告する。

(庶務)

第7条 有明地域調整会議の庶務は、熊本県有明保健所総務福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有明地域調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年 7月 11日から施行する。